



公益社団法人 日本青年会議所

討議テーマ①

現行憲法に緊急事態条項を
創設すべきという意見がありますが
どう思いますか？

緊急事態条項とは、
一体何でしょうか？

外国からの攻撃



大規模な自然災害
(大地震、富士山
噴火など)



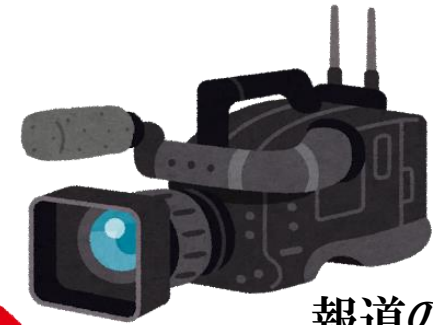
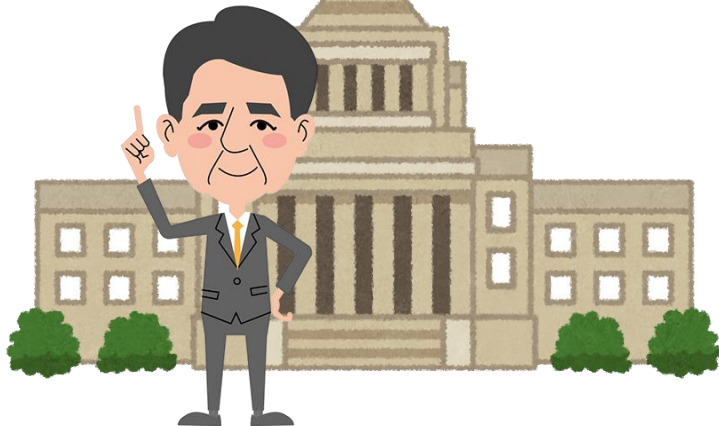
pixta.jp - 13525573

テロリズム



政府に権限を集中したり、個人の人権を制限できるようにしたりといった、緊急事態が発生した際、政府や国会の権限を定めるものです。緊急事態時でもスピーディーな対応が可能になると言われています。

権限



報道の制限



移動の制限

＜ポイント＞
現行憲法では、
緊急事態時における条項は
ありません。

諸外国における緊急事態条項



**ドイツ・・・外国から攻められた場合、首相が直接軍隊を指示
国民の移動を制限、財産の制限が可能**



**韓国・・・政府や裁判所に特別な権限を与える
言論、出版の自由の制限が可能**

東日本大震災の際、問題とされた点

- ガソリンなどの必要物資が適切な場所に配送できなかった



- 漂流して来たガレキ等の処理がなかなか進まなかった



pixta.jp - 26445551

など

なぜこのようなことが起きたのでしょうか？

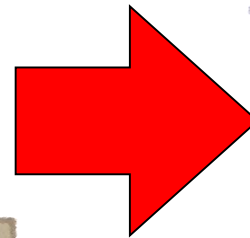
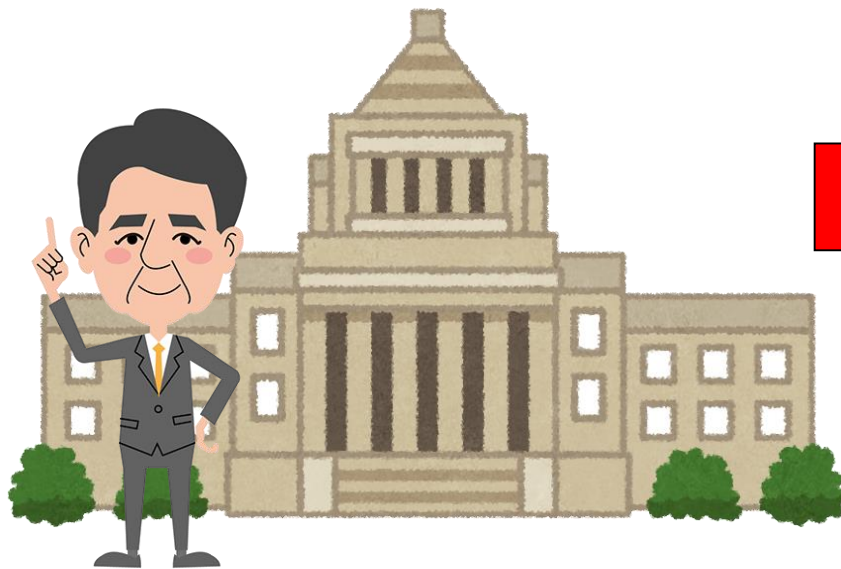
緊急時における**権利の制限**について憲法に定めがないため、行政側が**人権侵害**を恐れて自由な動きができなかった

という意見があります。

ガレキを勝手に処分するのって
財産権の侵害じゃない？



東日本大震災を超えるような、国家の存亡を脅かすような緊急事態の時に、国民の生命、財産を守り、混乱の早期収束のために国に何ができるかを定めたものです。



これからの日本に起こり得ることです

外国からの攻撃



テロリズム



大規模な自然災害
(大地震、富士山
噴火など)



pixta.jp - 13525573

起こりうる混乱

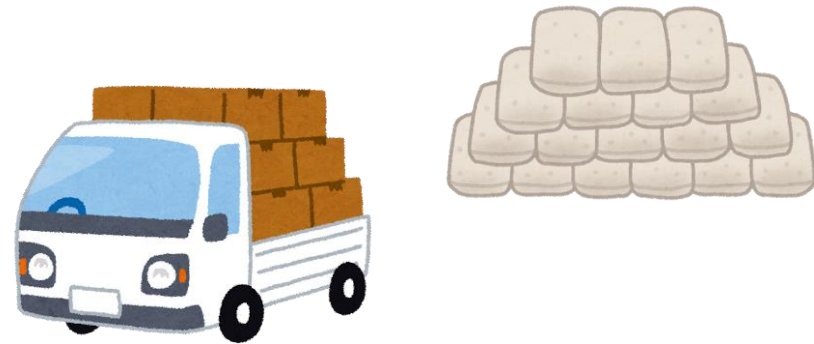
ライフラインの寸断や、
不確かな情報の広まりによるパニック
など



求められる対応

- 必要な物資の運搬
- 自治体への適切な指示
- 情報の統制

など



今の法制度のままで大丈夫でしょうか？

日本で将来起こりうる危機や有事への
備えを、**憲法**でも定めておく必要が
ありますか？

反対意見のポイント

反対派の意見①

「**現行の法令でも十分に対応可能なため、憲法に定める必要はありません**」

<理由>

- ・大災害時対策として「災害対策基本法」が定められており、その中で対応が可能です
- ・法令で、一定の権限集中や人権制限も定められています

反対派の意見②

「憲法で政府への権限集中、人権制限を定めると、濫用(らんよう)される危険があります」

<理由>

- ・歴史的にも、緊急事態条項を使った独裁制や人権侵害が行われてきました
- ・むしろ市町村長に権限を集中させ、個別の事態に対応できるようにすべきです

賛成意見のポイント

賛成派の意見①

「現行法令の想定外の事態が起こったとき、
超法規的措置がとれるようにすべきです」

<理由>

- ・有事や、経験したことのない自然災害時など、法律の定めがない場合も、内閣が事態に対応できます
- ・超法規的措置がとれる範囲を憲法に定めることで、権限の濫用(らんよう)を防止できます

賛成派の意見②

「権限集中や人権制限は認める一方、限界も憲法で定めることが大切です」

<理由>

- ・個人のわがままのような権限は制限し、国民の基本的人権は保護されるよう定められるべきです

- ・内閣に権限を持たせるよう定めますが、内閣ができることの制限も定めることが大切です